

(1) 防災・安全

① 地震対策・風水害対策の充実

～地震対策自然災害対策が講じられ、安心して暮らせるようにしますまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

＜現状＞

- ・開発等による中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化しています。一方、歴史的遺産をもつ古都として、また、風光明媚な海岸線等を有する観光地として、年間を通じて外国人を含む多くの観光客があり、これら観光客や文化財を災害から守る取組も進めています。
- ・東海地震や南関東地震の発生が懸念されるほか、首都圏直下型地震については、とりわけ都市機能がマヒするなど甚大な被害に発展することが予想されています。
- ・地震・津波や台風などの自然災害をはじめ、国内外を問わず発生する社会的災害への対策をも講じています。
- ・災害に強いまちづくりに向け、新耐震基準以前に建築された戸建住宅等の安全性の確認が求められ、確保に努めています。
- ・東日本大震災をきっかけに、津波対策、情報伝達体制の充実、観光者帰宅困難者対策などさまざまな課題が明らかになっています。
- ・地震被害想定が高くなったことに伴い、災害に対する備えを充実する必要が生じています。
- ・災害に対する市民の意識が高まっているため、スピード感を持った対応が求められています。
- ・本市はその地形的特色から、建物の背後のがけや急傾斜地等、住民の日常生活を脅かすそののある危険な箇所が数多くあります。
- ・洪水ハザードマップで予測されている浸水地域を中心に、雨水貯留施設の整備など排水対策を進めています。
- ・局地的豪雨が多発している一方で、山の管理がされずに住宅地そばまで大木が成長しているケースがあり、土砂災害は増加しやすい傾向にあります。また、土砂災害ハザードマップを配布したことで、土砂災害への市民の関心が高まっています。

＜課題＞

- ・地震・津波の避難対策
- ・情報伝達体制の充実
- ・帰宅困難者対策
- ・災害時要援護者対策
- ・戸建住宅等の耐震化の推進
- ・緊急輸送路沿道及び不特定多数の利用に供される特定建築物やマンション等の耐震化の推進
- ・がけや急傾斜地の崩壊防止工事及び防災工事の推進
- ・所有者不明の山林のがけ崩れや管理されない樹木の倒木等の多発
- ・浸水対策の推進

◆目標とすべきまちの姿

耐震化など災害に強いまちづくりが進み、災害時の情報伝達体制も十分に生まれ、市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。また、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。

帰宅困難者に対するものを含めて、十分な避難所や災害物資が確保されています。

また、災害時要援護者に対する共助などを含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合いが行われます。また、被災した場合には、災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこれらの支援を受け、より安心して災害対応できる状況となっています。

さらに、台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

◆主な取組

1. 総合的な防災体制の強化

総合的な防災体制の強化を図るため、市民はもとより観光客も視野に入れ、避難所（ミニ防災拠点）をはじめとした防災施設・設備の充実整備を図るとともに、食糧、飲料水等の備蓄を進めます。

2. 地域の防災意識の醸成

- (1) 減災対策の推進を図るため、市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本的理念にそって、自主防災組織の育成強化に努めます。
- (2) 災害情報の収集、伝達など日頃から市民、事業者、防災関係機関、医療機関との連携及び協力体制の整備を図ります。

3. 地震・津波の避難対策

- (1) 避難路の整備により、避難体制の安全性確保に努めます。
- (2) 震災時の避難経路や避難方法について講習会や避難訓練を通じて市民に周知します。
- (3) 新たな避難所の指定について、施設管理者と調整を行います。

4. 情報伝達体制の充実

防災行政用無線を災害情報提供の柱としつつ、並行してさまざまな補完対策を講じることにより、情報伝達体制の充実を図ります。

5. 災害に強い安全な住環境の確保

- (1) 災害に強いまちづくりを推進するため、民間住宅に対する耐震診断を促進するための相談窓口の充実や診断料の補助を行うほか、既存マンションの適正な管理及び円滑な建て替えが図れるよう誘導、支援を行います。
- (2) 緊急輸送路沿道や不特定多数の利用に供される特定建築物の耐震化対策、落下物・ブロック塀対策などを推進します。

6. 災害時要援護者対策

国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をもとに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備します。

7. がけ・急傾斜地対策の推進

- (1) がけ・急傾斜地については防災工事の施工に関し、国・県へ働きかけるなど達成率の向上を図ります。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定の促進や既成宅地等防災工事資金助成を通じて、予防対策の推進を図ります。
- (3) 市民の防災工事資金助成制度の利用促進を図ります。

8. 浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市地域防災計画
鎌倉市耐震改修促進計画

(1) 防災・安全

② 危機管理対策

～あらゆる危機事象に備えた対策が講じられ、安心して暮らせるまちをめざします～

安全で快適な生活が送れるまち

◆施策を取り巻く状況

<現状>

- 近年、国内外で地震や風水害などの自然災害に加えて、市民の安全安心を脅かす様々な事態が発生しています。
- 鎌倉市危機管理対処方針では、武力攻撃事態等や事件等の緊急事態への対応についての基本方針を定めています。
- 鎌倉市国民保護計画では、武力攻撃事態やテロ行為などの発生時における対応を定めています。
- 緊急事態発生時の情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市民等へ伝達される体制がとられています。
- 新たな感染症や環境汚染などの緊急事態の発生が懸念されています。

<課題>

- 武力攻撃事態やテロ行為の発生時における市民等への的確な情報提供と避難誘導
- 国際情勢の変化に伴う、武力攻撃事態やテロ行為などの発生を想定した対策
- 新たな感染症や環境汚染などの緊急事態への備え
- 災害が発生した場合における業務継続の視点からの取組

◆目標とすべきまちの姿

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制が整備されており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

◆主な取組

1. 危機管理対策の推進

- (1) 市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を総合的に推進します。
- (2) 関係法令に基づく計画や危機管理対処方針に基づく各種計画に掲げる施策を効果的に推進するため、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。
- (3) 職員及び市民の危機意識を醸成するため、危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などを企画、立案し、積極的に取り組んでいきます。

◆この施策を具体的に推進する個別計画

鎌倉市危機管理対処方針

鎌倉市国民保護計画

鎌倉市緊急事態対策計画

地震災害時業務継続計画